



一人暮らしの方にもお勧めです！年齢制限と所得制限がなくなりました！

品川シェルター設置工事 助成制度案内

対象建築物

①または②にあてはまる2階建て以下の木造住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に建築 ▶ 簡易耐震診断（誰でもできるわが家の耐震診断）で耐震性が低いと判断されたもの（7点以下）
- ② 昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築（在来軸組み工法に限る、パネル工法は対象外） ▶ 一般耐震診断の結果Iw値1.0未満と診断されたもの

《注意》耐震改修工事の助成を受けたものや、同種の助成を受けているものについては助成対象外です

助成対象者

対象の建物に居住している方

※賃貸アパートや借家、借地など、建物・土地所有者が異なる場合は、承諾を得ること

助成額・条件など

品川シェルター設置費用の **全額**、ただし **65万円** まで

《設置場所》 1階で、大きさが6畳または4.5畳の部屋

《設置業者》 品川区に登録されている指定業者

よくあるご質問

Q 8畳の部屋やリビングダイニング一体の大きな部屋に設置できますか

A 仕様が決まっているため、設置できません。

Q 2階に設置できますか

A 安全対策上、設置できません。

Q 押入れを使いたいので、開口部を増やすことができますか

A 仕様が決まっているので、2か所の開口部以外は増やせません。

Q 設置されるまでどのくらいかかりますか

A 指定業者と設置場所で打ち合わせし、お見積作成、材料手配の日数がかかりますが、設置工事の多くは1日から2日です。床下の基礎補強が必要な場合は日数がかかります。

申請期限 申込み ▶ 令和7年12月5日（金） 完了届 ▶ 令和8年1月30日（金）

お問合せ

品川区 建築課 耐震化促進担当

電話 03-5742-6634 Fax 03-5742-6898
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階



区ホームページから
電子申請できます！

令和7年度版 4月発行

手続きの流れと必要書類《品川シェルター設置工事》

1 申し込み前に 区指定業者と現地で打ち合わせ をする

区指定業者に連絡し、品川シェルターを設置する場所の確認をして、見積もりを依頼してください

2 助成金交付申請書を提出する

《共通》

- ☐ 『住宅等耐震改修工事等助成金交付申請書』
- ☐ 全部事項証明書（建物・土地）・公図
- ☐ 固定資産税納税通知書・課税明細書（最新年度）
- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、免許証、住民票等）
- ☐ 建物の位置が特定できる地図
- ☐ 現地の写真（一週間以内の撮影日記載、建物外観、設置予定場所、複数枚可）
- ☐ 設置費用の見積書と明細書

昭和56年5月31日以前に建築された建物の場合

- ☐ 誰でもできる我が家の耐震診断 ※ホームページに記載あり

昭和56年6月1日以降に建築された建物の場合

- ☐ 耐震診断結果報告書（一般診断）

《該当する方のみ必要な書類》

賃貸アパート・借家等の場合

- ☐ 建物所有者の承諾書

借地の場合（建物所有者が申請者の場合に限る）

- ☐ 土地所有者の承諾書

所有者が複数の場合

- ☐ 委任状（全員分）

所有者が全部事項証明書に記載されていない場合

- ☐ ➡事前に相談してください

（例）遺産分割協議書と戸籍謄本、住民票など

《注意》添付書類はすべて写し（コピー）で問題ありません。

書類は3か月以内に取得したものが有効です。

3 区から 交付決定通知 が届いたら、契約を結ぶ

交付決定後、契約し、工事に着手してください《契約書は必ず保管してください》

4 着手届 を提出する

- ☐ 『住宅等耐震改修工事等着手届』
- ☐ 契約書（写し）
- ☐ 工程表（変更がある場合）

5 品川シェルター設置工事 を実施する

工事を実施し、代金を支払い、領収書と完了報告書を受け取ってください

6 完了届 を提出する

- ☐ 『住宅等耐震改修工事等完了届』
- ☐ 領収書
- ☐ 完了報告書

7 区から 助成金確定通知書 が届く

金額を確認して交付請求書を提出してください

8 助成金交付請求書を提出する

- ☐ 『住宅等耐震改修工事等助成金交付申請書』
- ☐ 口座振替依頼書

9 指定口座に入金

提出から交付請求書を提出してから約1か月後に入金予定です